

「令和 8 年度食品表示懇談会」開催要領

第 1 趣旨

食品表示懇談会においては、令和 5 年度に今後の食品表示が目指していく方向性についてとりまとめ、令和 6 年度及び令和 7 年度は個別品目ごとの表示ルールと食品表示へのデジタルツールの活用について分科会を設け議論を行った。「令和 8 年度食品表示懇談会」では、諸外国との表示制度の整合性、食品表示へのデジタルツールの活用について、議論を行う。

第 2 検討項目

- (1) 諸外国との表示制度の整合性について
- (2) 食品表示へのデジタルツールの活用について
- (3) その他

第 3 スケジュール及び進め方

第 2 (1)、(2) 及び (3) について議論を実施し、とりまとめを行う。

第 4 委員等

- (1) 懇談会は、別紙の者で組織する。
- (2) 懇談会に座長を置き、座長は消費者庁においてあらかじめ指名する者とする。
- (3) 懇談会の座長は、懇談会を統括する。
- (4) 懇談会の座長に事故等があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第 5 運営

- (1) 懇談会の庶務は、(株) ビズアップ総研において処理する。
- (2) 懇談会の座長が必要と認めるときは、ウェブ会議システムを利用し開催することができる。
- (3) 懇談会の座長が必要と認めるときは、特別の事項を調査審議するために、委員以外の者を臨時委員として任命し、懇談会への出席を求め、意見を聴

くことができる。

- (4) 懇談会の座長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に懇談会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 懇談会の議事録等は原則として公開とするが、自由な発言が制限され公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合において、懇談会の座長が必要と認めるときは非公開とする。
- (6) 懇談会の資料は、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。ただし、懇談会の座長が、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (7) 懇談会の議事録については、各会終了後、委員の了解を得た上で、消費者庁ウェブサイトにおいて公表する。
- (8) この要領に定めるもののほか、議事の手続その他懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会の座長が別に定める。

(別 紙)

令和8年度食品表示懇談会 委員名簿

あ べ きぬこ 阿部 絹子	公益社団法人 日本栄養士会 常務理事
おおすみ とおる 大角 亨	一般財団法人 食品産業センター 専務理事
おがわ み か こ 小川 美香子	東京海洋大学 学術研究院 食品生産科学部門 准教授
かとう こうじ ○加藤 孝治	日本大学大学院 総合社会情報研究科 教授
しまざき まさと 島崎 真人	一般社団法人 日本農林規格協会 専務理事
せがわ しげとも 瀬川 恵寛	一般社団法人 日本加工食品卸協会 参与
なかむら しんいちろう 中村 伸一郎	オール日本スーパーマーケット協会 専務理事
ひろた ひろこ 廣田 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策担当
もりた ま き 森田 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
ゆ かわ ごういちろう ◎湯川 剛一郎	一般社団法人 食品表示検定協会 代表理事

(◎座長、○座長代理、五十音順、敬称略。役職名は令和8年4月1日時点)